

鳥羽市産業振興促進計画の概要

【策定の趣旨】

恵まれた資源と観光地として発展してきた特性を最大限に活かし、地勢的な制約がある中で、より一層の産業の活性化と魅力あるまちづくりに取り組むための指針とする。

【対象地区】

半島振興対策実施地域として指定された鳥羽市全域

【計画期間】

平成27年4月1日から平成32年3月31日

【産業振興を図る上での課題】

- ・インバウンドを含む観光客の来訪及び滞在の促進
- ・地域産物のブランド力の強化
- ・新製品・新商品が愛発される環境の整備
- ・生産技術が向上する環境の整備
- ・設備の更新が促進される環境、環境に配慮した生産設備が導入される環境の整備
- ・新分野・新産業への展開が行われる環境の整備
- ・人材の育成、確保
- ・起業を促進するための支援強化

【産業振興の対象業種】

- ・製造業
- ・旅館業（下宿営業を除く）
- ・市内で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工、調理したものを店舗で主に市外の人に販売することを目的とする事業
- ・有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業（総務省令で定めるもの）
- ・情報通信技術を利用する方法による商品・役務に関する情報提供事業（総務省令で定めるもの）

【計画期間における増加目標】

業種	新規設備投資事業者数	新規雇用者数
製造業	4	20
旅館業	2	10
農林水産物及び加工品等の販売業	2	20
有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、その他情報通信の技術の利用により行う商品・役務の情報提供事業	1	3